

意見書

平成24年1月19日

情報通信審議会 情報通信技術分科会
IP ネットワーク設備委員会 主査様

郵便番号 150-0031

住所 とうきょうとし ぶ ぎや くさくらがおかちよう 東京都渋谷区 桜丘町 3-24 カコー桜丘ビル 6階
社団法人日本インターネットプロバイダー協会

Tel. 03-5456-2380 Fax. 03-5456-2381

会長 わたなべ たけつね 渡辺 武経

連絡先 事務局長 かめだ たけし 亀田 武嗣

メールアドレス info@jaipa.or.jp

「IP ネットワーク設備委員会報告(案)－電気通信設備の安全・信頼性対策に関する事項－」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

項	段落	意見
P. 26	3.3.4 (5)	<p>【原案】</p> <p>この際、電話系の電気通信設備のみならず、インターネット関連のサービスに用いられるサーバ等の基幹的な電気通信設備についても、その重要度を踏まえて地理的分散を図ることが望まれる。</p> <p>このため、具体的な対策の方針としては、次のとおりである。</p> <p>○機能停止により電気通信役務の提供に広域にわたり重大な支障を及ぼすおそれのある基幹的な電気通信設備について、地理的分散を図ること。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原案には「広域にわたり」とあるので、特定地域のみをサービス対象とする事業者は除外されていると思いますが、インターネットの接続サービスを提供する事業者の中には、特定の地域や建物(マンションなど)に対してのみサービスを提供する事業者もあり、地理的分散を図ることは不可能です。すべてのインターネットサービス事業者を対象とすることが無いようお願いします。(確認) ・また、全国規模でサービスを提供する事業者についても、大手のインターネットサービス事業はすでに重要な設備の予備機器設置には対応していると思われる状況ですが、地理的分散のみならず、これら予備機器の設置等の手法も許容していただければと思います。 ・インターネットのサービスはベストエフォートと言われる、最大速度と接続性に関して保証をしないで、可能な場合にのみ最大限の速度、品質で提供することを前提に、高速なサービスを安価に提供する性質のものであることから、これらの手法について事業者に対し義務づけることがないようにお願いします。 ・一律の基準となりますと中小規模の事業者への負担が大きいため、適用に関しては例えば中小事業者(契約者数で5万以下)の場合などは除外するなど配慮が求められると思いま

		<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none">・インターネット関連のサービスに用いられるサーバ等の基本的な電気通信設備とは具体的には、メールサーバ、DNSサーバ及び認証サーバまたは DHCP サーバ等と思われませんが、他にありましたら省令等で具体的に明示いただければと思います。
--	--	--

以上